MANAGEMENT POST VOL33-07







栁澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

税務・会計セミナーのご案内

7月25日(月)13:30より、当事務所研修室において『税務・会計セミナー第1弾』を開催いたし ます。今回は Web ではなく集合型のセミナーとなります。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十 分に講じたうえで、会場でのセミナー運営を行ってまいります。

今回のテーマは『インボイス制度』、『社長から受けるよくある質問』となります。 令和5年10月より導入されるインボイス制度。全ての企業に大きな影響が出てき ますが、対応には事前の準備が必要となります。その制度の概要と、それを基にど のような対応が必要かお話しいたします。

参加申し込みを受け付けておりますので、お気軽にお問合せ下さい。セミナ・ 詳細・参加申込につきましては別紙チラシをご覧ください。



長野県事業承継・引継ぎ支援センターのご紹介

親族内承継

関するご相談

関する一般的なご相談 親族内承継げ

事業承継

事業承継全船に

事業承継のお悩み

まるごと

ご相談ください

経営者保証解除

事業承継時の 経営者保証解除に関わるご相談

従業員承継

沿昌・従業昌承継の 方法や手続きに 関するご相談

第三者承継 (譲受)

事業拡大や地域支援のために、 後継者不在企業の 譲受け希望のご相談

第三者承継

第三者への承継を 考えるためのご相談

後継者人材バンク

【後継者人材バンク制度】 創業差望者【個人】が 後継者不在企業を譲受けて 経営者になりたい方のご相談

出典:長野県事業承継・引継ぎ支援センターホームページ (https://shoukei.nige-g.gr.jp/support/)

長野県事業承継・引継ぎ支援センターは関東経済 産業局から委託を受けた国の事業で、公益財団法人 長野県産業振興機構が運営している国が設置する事 業承継に関する公的相談窓口です。

県内中小企業者の後継者不在や経営者の高年齢化 を背景に課題となっている事業承継について、相談 費用は無料で、後継者問題に関してどうするか何も 決まっていない状況でも相談可能となります。どの ように考えていったらいいかなど含めて事業承継全 体の相談が出来ます。

詳細は長野県事業承継・引継ぎ支援センターのホ ームページ【https://shoukei.nice-o.or.jp/】を ご覧下さい。

源泉所得税の納期特例分の納期

給与・報酬等に係る源泉所得税について、納期特例制度を適用している事業所の本年1~ 6月支払分に係る源泉所得税の納期限は下の通りです。

納期限:7月11日(月)

源泉所得税は納付が1日でも遅れると不納付加算税や延滞税が課せられる場合がありま すのでご注意ください。



一令和4年度税制改正(資産課税) その2-

前回は、令和4年度税制改正の「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の 非課税」に関する概要を確認しました。

今回は、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用にあたり国税庁において公表されているQ&Aをご紹介します。

配偶者の親から住宅取得等資金の贈与を受けた場合

- **Q1**. 配偶者の親から住宅取得等資金の贈与を受けた場合でも、非課税の特例の適用は受けられますか。
- **A 1. 配偶者の親は直系尊属には含まれない**ため、非課税の特例の適用を受けることはできません。ただし、配偶者の親と養子縁組をしている場合は直系尊属に該当しますので、その他の要件を満たせば非課税の特例の適用を受けることができます。

祖父と父の両方から住宅取得資金の贈与を受けた場合

- **Q2**. 祖父と父の両方から省エネ等住宅取得のための住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、 それぞれ1,000万円まで非課税となりますか。
- **A 2**. 贈与者ごとに 1,000 万円が非課税となるわけではありません。**受贈者 1 人について 1,000 万円までが非課税の限度額**となります。

父から居住用の不動産の贈与を受けた場合

- Q3. 父から居住用の不動産の贈与を受けた場合、非課税の特例は適用できますか。
- **A3**. 非課税の特例は居住の用に供する家屋の新築若しくは取得または増改築等の対価に充てるための金銭の贈与を受けた場合に限られるので、不動産の贈与を受けた場合には非課税制度の対象外となります。

住宅ローンを返済するために金銭の贈与を受けた場合

- **Q4**. 現在居住している住宅のローンを返済するために父から金銭の贈与を受けた場合、非課税の特例は適用できますか。
- A 4. 住宅ローンを返済するための金銭の贈与については、非課税の特例の対象となりません。

住宅取得等資金が非課税となる金額以下の場合の申告の要否

- **Q5**. 贈与を受けた住宅取得等資金の金額が非課税となる金額以下の場合は全額非課税となるため、贈与税の申告をしなくてもいいですか。
- A 5. 非課税の特例の適用を受けるためには、全額非課税となる場合であっても申告が必要となります。贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書に一定の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 (坂本憲彦)

税金・会計 Q&A



競馬のハズレ馬券は、必要経費になる?

所得税の計算上、競馬のハズレ馬券は、原則、必要経費になりません。

1. そもそも競馬の利益に税金がかかるの?

所得税法では、競馬等のギャンブルで得た利益については、通常、一時 所得として課税されるため、競馬で利益を得た場合は、通常、確定申告が 必要です。



2. 一時所得の計算方法

一時所得の金額={収入金額-収入を得るための費用-特別控除額(50万円)} ×1/2

※一時所得の金額とは、税金の対象になる金額です。

一時所得に区分される所得は、競馬や競輪などのギャンブルで得た利益のほか、生命保険や養老保険の保険金、懸賞の賞金、福引の当選金品などがあります。

また、一時所得の課税所得は「総収入金額-収入を得るために要した費用」が年間50万円を超えていれば特別控除である50万円を超えることになりますので、確定申告が必要となりますが、一方、「総収入金額-収入を得るために要した費用」が年間50万円を超えていなければ、確定申告は必要ありません。

3. 一時所得の計算上の収入を得るための費用とは?

一時所得の計算上の「収入を得るために要した費用」とは、 生命保険や養老保険の保険金の場合には、必要経費となる払込 保険料などが該当しますが、たまに競馬を楽しむ人の場合の外 れ馬券は経費とならず、当たり馬券の購入代金は必要経費とし て認められます。

4. 競馬のハズレ馬券は、必要経費か?

一時所得は、事業ではないとして原則的に必要経費は認められません。

なぜなら、仮に外れ馬券が経費になれば、勝つまで馬券を買い続けることができることになってしまいます。そのため、ギャンブルで得た収入は事業ではなく必要経費とは認められないとされています。

5. 競馬のハズレ馬券が経費になるケース

競馬などのギャンブルが、営利を目的とする継続的な行為から生じた所得として、**雑所得に該当する場合は、ハズレ馬券は必要経費になります**。雑所得とされるケースは次の通りです。

<所得税基本通達34-1より抜粋>

馬券を自動的に購入するソフトウエアを使用して定めた独自の条件設定と計算式に基づき、又は予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の馬券を購入し続けることにより、年間を通じての収支で多額の利益を上げ、これらの事実により、回収率が馬券の当該購入行為の期間総体として100%を超えるように馬券を購入し続けてきたことが客観的に明らかな場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。

(橋本 健治)

令和4年分 路線価

全国平均で前年比 0.5%上昇

路線価は主な道路に面した土地の1㎡あたりの評価額を国税庁が1月1日の時点で算定したもので、相続税や贈与税において土地等の価額の算定基準となるものです。

令和4年分の路線価の全国平均は前年を0.5%上回り、2年ぶりに上昇しました。全国的には新型コロナの影響が緩和されてきた動きも見られました。最高額は東京・銀座5丁目の銀座中央通りの1㎡当たり4,224万円でした。37年連続で日本一となりましたが、前年に比べ1.1%の下落となりました。



県内路線価 27年連続下落

路線価 所在地	茅野市	諏訪市	岡谷市
	市役所前	上諏訪駅前 国道	岡谷駅前
ピーク時	93年 H5	92年 H4	94年 H6
	¥215,000	¥390, 000	¥175,000
21年 R03	¥42,000	¥58, 000	¥42,000
22年 R04	¥42,000	¥58,000	¥41,000
対前年増減率	0.0%	0.0%	▲ 2.4%
対ピーク時増減率	▲ 80.5%	▲ 85. 1%	▲ 76.6%

令和4年分の路線価の長野県内平均は前年 比0.4%の下落となりました。27年連続で下 落となりましたが、下落率は前年と比べ0.1 ポイン縮小しました。

県内の最高額は長野市の長野駅前通りの1 m³当たり280,000円で、前年比1.8%下落しま した。なお富裕層や外国人の需要の高まりか ら、白馬村の村道和田野線が前年比20.0%増 と、全国で一番の増加率となっています。

諏訪圏の最高額はJR上諏訪駅前国道沿いで1㎡当たり58,000円で、前年同額となりました。再開発の効果に期待が寄せられているものの、新型コロナの影響等もあり、横ばいで推移しています。

令和4年分はコロナ禍の影響が弱まり、現時点では、年の途中で地価が大幅下落した場合の減額補正 は検討されていません。 (北原隆幸)

職員コラム ~ 栁澤会計に入社して ~ 高森 秀明

初めまして。4月から入社いたしました、高森秀明と申します。これからよろしくお願いします。 私は駒ケ根市で生まれ育ち、近くの赤穂高校という高校の商業科に入学しました。そこで簿記というもの の存在を知りました。高校の三年間の中で部活動のバスケと簿記だけはしっかりやってきたといえる自信 があります。もっと深く簿記について学びたいと思い、様々な専門、大学のオープンキャンパス等に参加す

る中で「会計を学ぶならここしかない」と思い、東京にある専門学校の門をたたきました。授業と復習で一週間を費やし、外出したくとも授業とその復習に追われあまり外の世界を見ることのないまま卒業しました。今思うととても充実した日々だったと思います。

柳澤会計に入社して三か月ですが、まだまだ学ぶことばかりです。一日一日を大切にし、同期や先輩方に教わり、時には自己学習に打ち込み、自己研鑽に励む次第です。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

